

「**施設名**」の管理に関する基本協定書

多摩市（以下「甲」という。）及び「**指定管理者**」（以下「乙」という。）とは、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号。以下「**手續条例**」という。）第7条の規定に基づき、「**施設名**」（以下「**本施設**」という。）の管理に関する基本協定（以下「**基本協定**」という。）を締結する。

基本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市
多摩市長 Ⓜ

乙 「**住所**」
「**団体名**」
「**代表名**」 Ⓜ

第1章 総 則

(基本協定の目的)

第1条 基本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しながら、市民サービスの向上を図り、管理業務を効果的かつ効率的に行うことにより、市民の健康及び福祉の増進に寄与することにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ、対等な関係に立って基本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 基本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 業務仕様書とは、提案書を基に本業務の細目を定めた、基本協定に添付する仕様書のことをいう。
- (2) 募集要項とは、「 施設名 」指定管理者募集要項のことをいう。
- (3) 管理基準とは、募集要項とあわせて配布した「 施設名 」指定管理者管理基準のことをいう。
- (4) 募集要項等とは、募集要項、管理基準、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (5) 提案書とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (6) 法令等とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導又はガイドライン、又は裁判所の判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置をいう。

(本業務の対象施設等)

第6条 本業務の対象となる施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って施設等を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(グループによる本業務の実施)

第8条 乙を構成する各構成団体は、共同連帯して本業務を実施するものとし、基本協定上の債務は構成団体が連帯してその債務を負担するものとする。

- 2 甲は、基本協定に基づく全ての行為をグループの代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った全ての行為は、乙を構成する全ての構成団体に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う基本協定に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
- 3 甲は、乙の代表者に対して基本協定に基づく行為を行うことができない場合は、その旨を相手方に伝えたとえ、乙を構成する構成団体のいずれかに当該行為を行うことができる。この場合においては、甲が乙を構成する構成団体のいずれかに当該行為を行ったときは、甲は、乙に対して当該行為を行ったものとみなす。

(乙の構成員の変更)

第9条 乙は、やむをえない事由によりその構成員を変更しようとする場合は、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第10条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)
 - (5) その他甲が特に必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、管理基準及び業務仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第11条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 行政財産の目的外使用許可。ただし、許可申請書等の経由事務については、乙の業務の範囲とする。
- (2) 不服申し立てに対する決定
- (3) 施設等の改築、増築、大規模改修等
- (4) 長期修繕計画の作成及び一件130万円を超える修繕の実施

(業務実施条件)

第12条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、管理基準及び業務仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第10条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務仕様書の変更)

第 14 条 甲は、基本協定締結後に業務仕様書の変更の必要が生じた場合は、甲及び乙による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、業務仕様書を変更することができるものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 15 条 乙は、基本協定、業務仕様書、年度協定、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 基本協定、業務仕様書、募集要項等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、業務仕様書、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要項等を上回る提案がされている場合は、提案書によるものとする。

(開業準備)

第 16 条 乙は、指定期間の開始日（以下「指定開始日」という。）に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、甲の指示により指定開始日までに本業務の引継ぎを行うものとする。
- 3 乙は、前 2 項に定めるもののほか、指定開始日に先立ち、甲の許可を得て本業務を行うために必要な準備行為を行うことができるものとする。
- 4 本業務引継ぎ等にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

(業務の再委託)

第 17 条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。なお、再委託とする業務等については、業務仕様書に定めるとおりとする。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(公共施設予約・案内システム)

第 18 条 乙は、多摩市公共施設予約・案内システム（以下「予約システム」という。）を使用し、施設の案内、予約受付、公金収納及び還付等の処理を行うものとする。

- 2 予約システムに係る公金収納業務については、別途、公金収納業務委託契約を締結するものとする。なお、公金収納業務は本業務の一部であるため、委託料は指定管理料に含むものとする。

(施設等の改修等)

第 19 条 施設等の改築、増築、大規模改修については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 施設等の小規模修繕については、1 件につき 1 3 0 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 1 3 0 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する等の理由で 1 件につき 1 3 0 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕を乙が行う場合は、予め甲と協議するものとする。

(安全対策)

第 20 条 乙は、施設等の機能及び特性を十分に把握し、必要人員体制を整え、施設等の保全業務、防災業務を万全に遂行し、利用者の安全を確保しなければならない。

2 乙は、事業実施に際し、利用者の快適で安心な施設利用を担保しなければならない。

(緊急時の対応)

第 21 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報公開)

第 22 条 乙は、本業務に関わる情報で自らが集め保有するものについて、多摩市情報公開条例（平成 12 年多摩市条例第 53 号）の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、乙は、多摩市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、甲の指示に従いこれに応じるものとする。

(個人情報保護)

第 23 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び多摩市個人情報保護条例（平成 11 年多摩市条例第 1 号）を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざん等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務の実施に伴う個人情報の取り扱いについては、別紙 1（添付資料 3）「指定管理者に係る個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 乙又は乙から委託を受けて本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第 4 章 物品の扱い

(甲による物品の貸与)

第 25 条 甲は、備品を無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

3 甲は、備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、乙との協議により、必要に応じて当該備品を購入するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品をき損又は滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入しなければならない。

5 乙は、前各項に定めるもののほか、乙の任意により備品を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

6 乙は、施設の管理に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜購入し管理を行い、不具合の生じたものに関しては、随時更新を行うものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画等)

第26条 乙は、次年度の事業計画書、収支予算書等について、事前に甲と協議の上で作成し、毎年度指定する期日までに甲に提出しなければならない。

2 甲又は乙は、事業計画書等を変更しようとするときは、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(事業報告等)

第27条 乙は、毎月終了後10日以内に、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した月次の事業報告書を甲に提出しなければならない。なお、事故及びクレームに関する報告は、発生時に速やかに行うものとする。

- (1) 事業実施状況（自主事業を含む）
- (2) 施設利用実績（利用者数、利用率、利用料金収入等）
- (3) 管理業務の実施状況（施設等の保守点検及び修繕、水質管理、事故及び利用者のクレーム対応等）
- (4) 収支の経理状況
- (5) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、毎年度終了後60日以内に、前項の月次報告をとりまとめた年次の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲が第43条から第45条までの規定に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、本施設の利用者を対象としたアンケート調査を随時実施し、その実施結果及び利用者からの意見等に対する対応等を事業報告書に記載するものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

6 乙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、乙を構成する全ての構成団体について、各構成団体の毎年度の決算が確定した時点で、速やかに決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）を甲に提出するものとする。

(甲による実地調査)

第28条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設等の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による本業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入ることができるものとする。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第29条 甲は、前条による確認の結果、乙による本業務の実施内容が、第12条において甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して本業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第30条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払方法等については、別途、甲及び乙が指定期間中に毎年度締結する年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第31条 甲又は乙は、指定期間中に特別な事情により当初定めた指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第32条 乙は、施設等の利用の対価として施設利用者から支払われる施設利用料（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受するものとする。

- 2 乙の指定期間に係る指定開始日前に前期指定管理者が収入済みの利用料金については、乙の指定開始日以後に係る収入済み分を乙へ引き継ぐものとする。また、乙の指定管理業務終了時の取り扱いについては、乙は次期指定管理者の指定期間に係る利用料金の収入済み分を次期指定管理者へ引き継ぐものとする。ただし、いずれの場合も温水プールに係る収入済み年間利用料金及び回数利用料金については精算しないものとする。

(利用料金の決定)

第33条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲及び乙の協議を行うものとする。

- 2 甲は、前項の承認をしたときはその内容を公表するものとする。
- 3 乙は、利用料金の額を利用者にわかりやすく表示しなければならない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第34条 乙は、手続条例第13条の規定に基づき、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別な事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第35条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲及び乙の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険の加入)

第36条 乙は、指定開始日までに前2条の損害賠償を補償するための保険に加入しなければならない。なお、保険契約内容は、管理基準に示す内容を下回らないものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(不可抗力発生時の対応)

第 37 条 不可抗力（地震・津波・落雷・暴風雨・洪水・異常降雨・土砂崩壊等の天災、戦争・テロ・暴動等の人災、その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び損失を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 38 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害及び損失が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で管理基準に示したリスク分担に基づき甲及び乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害及び損失が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害及び損失が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 39 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 40 条 乙は、基本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎの方法等については、別途協議するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(原状復帰義務)

第 41 条 乙は、基本協定の終了までに、指定開始日を基準として施設等を原状に回復し、甲に対して施設等を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は施設等の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して施設等を空け渡すことができるものとする。

(物品等の帰属)

第 42 条 乙が指定管理料又は利用料金により購入した物品は、すべて甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、基本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し物品を引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定取消)

第43条 甲は、手続条例第9条及び同条例施行規則第15条に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 第29条に基づく甲による業務の改善勧告に従わないとき又は勧告に従っても業務内容に改善が見られないとき。
 - (2) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告若しくは調査を拒んだとき。
 - (4) 指定管理者としての応募資格を失ったとき又は欠格事項に該当したとき。
 - (5) 基本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (6) 経営状況が悪化する等、公の施設の管理業務を行わせることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害及び損失が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が指定管理料を受領しているときは、乙は、受領済みの指定管理料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。返還額は、甲が定めて乙に通知することにより確定するものとする。また、乙が収入済みの利用料金については、第32条第2項に規定する利用料金収入の取扱いの例により取り扱うものとする。
- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定取消の申出)

第44条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定取消)

第45条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって発生する損害及び損失の額及び負担区分は、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第46条 第40条から第42条までの規定は、第43条から第45条までの規定により基本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲及び乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第47条 乙は、基本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(運営協議会の設置)

第 48 条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。

(近隣対策)

- 第 49 条** 乙は、本施設の管理にあたっては、近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。
- 2 施設等の管理にあたり、近隣住民との間にトラブルが発生した場合、乙は、自己の責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において、乙は、問題発生時及び解決時に甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものとする。
 - 3 乙は、近隣住民から本施設の管理に関する要望等があった場合、甲と事前協議の上、近隣住民の福祉の向上に協力するものとする。

(自主事業の実施)

- 第 50 条** 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(本業務の実施に係る乙の口座)

第 51 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第 52 条** 基本協定に関する甲及び乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 基本協定の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 基本協定の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(基本協定の変更)

第 53 条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙の協議により、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 54 条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 55 条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は基本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(裁判管轄)

第 56 条 基本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(基本協定の確定)

第 57 条 基本協定は、令和 年度歳入歳出予算が令和 年 月 日までに多摩市議会で可決された場合において、令和 年 月 日に確定させる。